

(4) 意見の概要とそれに対する広島市の考え方

ア 条例の必要性等に関する意見

	意見の概要	件数	広島市の考え方
1	条約、憲法、他法令により子どもの権利は守られており、新たに条例を制定する必要はない。	9	<p>児童の権利に関する条約、いわゆる子どもの権利条約に掲げられている暴力や虐待からの保護、健康・医療への権利、意見を表明する権利などの子どもの権利は、子どもの権利条約や日本国憲法に定められている、子どもが生まれながらにして持っている基本的な権利であり、身近な地域や家庭、学校の中で実現していく必要があります。</p> <p>地方自治体の法規であり、市民への強いメッセージ性がある条例を制定することにより、家庭や学校、子どもに関わる施設、地域などあらゆる場で子どもの権利についての市民の理解が深まるとともに、社会的な規範が強化され、社会全体で子どもを支援する環境づくりができると考えており、そのことがいじめや児童虐待のない社会をつくることにもつながるものと考えています。</p> <p>また、子ども施策の実施に必要な予算措置や子どもに関する総合的な計画の策定の根拠をこの条例で定めることにより、子ども施策をより一層充実させることができると考えています。</p>
	<p>条例の必要性が理解できない。</p> <p>今までの施策について運用を改善すれば十分である。</p> <p>条例ができてもしじめや虐待はなくなる。</p>	23	
2	子どもの権利条約は貧困や戦争等によって子どもたちが生存さえ保障されない状況がある開発途上国向けのものであり、何不自由なく生活している今の日本の子どもにはそぐわないのではないか。	13	<p>条約は、憲法第98条により誠実に遵守することが必要であるとされていますが、子どもの権利条約を批准して15年たった今も、子どもが巻き込まれる犯罪や児童虐待、いじめ等の重大な子どもの権利侵害が数多く起こっています。</p> <p>また、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの弱体化などによる子どもと子育て家庭の孤立化、電子メディアからの有害情報の氾濫などにより、子どもが健全に成長するための環境が悪化しています。</p> <p>このように、我が国においても、子どもが健やかに成長するうえで子どもの権利が十分に保障されているとはいえない状況があることから、子どもの権利条約の理念を踏まえて、子どもの権利の保障を進める必要があります。</p>

	意見の概要	件数	広島市の考え方
3	<p>子どもを立派な大人に育てるのは親の責任であり、子どもの権利より親の義務、責任を果たさせることが先決である。</p> <p>子どもを守るためには親を教育することが必要である。親がきちんと子どもに模範を示し、子どもを育てることができなければ子どもを守ることができない。</p>	19	<p>子どもの権利の保障を進めるためには、大人が子どもの権利を正しく理解し、生活の様々な場面で、子どもの権利について配慮することが必要です。</p> <p>そのため、条例骨子（試案）においても、保護者の責務として、「子どもの養育及び発達についての第一義的な責任を有することを自覚し、子どもの発達しつつある能力に適合する方法で指示及び指導を行い、子どもを守り育てること」を掲げています。</p> <p>地方自治体の法規であり、市民への強いメッセージ性がある条例にこうした規定を盛り込むことにより、親がその責任を適切に果たすことにつながるものと考えています。</p>
	4		
5	<p>未成熟で義務や責任が果たせない子どもに権利を与える必要はない。</p> <p>自分の力で生活していくこともできない立場で、権利のみを主張するのはおかしい。</p> <p>子どもと大人は対等ではない。親が指導して立派な大人に成長したときに初めて権利行使できる。</p>	36	<p>子どもの権利は、条例によって新たに権利を認めるというのではなく、子どもの権利条約や日本国憲法に定められている、子どもが生まれながらにして持っている基本的な権利です。したがって、大人でも子どもでも権利の主体としては同等であり、また、何かの義務を果たすことの見返りに与えられるものではありません。</p> <p>条例を制定し、子どもが権利を正しく学ぶことのできる環境づくりをより一層進めることによって、正しい権利行使の仕方を理解した大人に成長できるものと考えています。</p>